

新石川調理場整備運営事業

実施方針

令和5年2月15日

うるま市

はじめに

うるま市（以下「市」という。）は、新石川調理場整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することを予定している。

本事業に関し、PFI 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たって、PFI 法第 5 条第 1 項の規定により実施方針を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき公表するものである。

令和 5 年 2 月 1 5 日

目次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 事業の目的	1
3 事業方式	1
4 事業内容	1
5 業務内容	2
6 市が実施する業務（参考）	3
7 事業者の収入	3
8 事業のスケジュール（予定）	3
9 法令等の遵守	4
10 特定事業の選定及び公表に関する事項	4
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	5
1 事業者の募集・選定方法	5
2 審査の方法	5
3 選定委員会の設置と評価	5
4 公募の中止	5
5 優先交渉権者を選定しない場合	5
6 事業者の募集及び選定手順	5
7 応募者の備えるべき参加資格要件	7
8 審査の手順及び審査	13
9 提出書類の取扱い	13
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1 基本的な考え方	14
2 予想されるリスクと責任分担	14
3 事業の実施状況のモニタリング	14
4 事業終了後の措置	14
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
1 立地条件	15
2 施設要件	15
3 提供食数	15
4 献立方式	16
5 施設稼働日数	16
第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	17
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1 事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合	18

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	18
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	18
4 その他.....	18
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	19
第8 その他特定事業の実施に関する要な事項.....	19
1 市議会の議決.....	19
2 応募に伴う費用負担.....	19
3 実施方針に関する問合せ先.....	19
別添資料1：位置図及び事業用地概要図.....	20
別添資料2：配送校一覧表.....	22
別添資料3：事業スキーム図.....	23
別添資料4：選定委員会の構成.....	24
別添資料5：リスク分担表（案）.....	25

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

新石川調理場整備運営事業

(2) 公共施設の管理者

うるま市長 中村 正人

2 事業の目的

現在、うるま市（以下「市」という。）には4つの共同調理場と1つの単独調理場があり、1日に約14,000人分の給食を提供している。2市2町の合併により誕生した市では、旧市町の施設を継続しており、施設の老朽化、各学校給食センターの提供食数に偏りが生じていること、施設配置が適切でないこと等が課題となっている。さらに、近年の大規模災害により防災に関する社会構造の変化等を踏まえ、災害に強い施設にする必要がある。

こうした背景を受け、市の学校給食及び学校給食センターの基本的な方向性及び学校給食センター全体の再編に向けた方針の明確化を図り、それらを総合的に達成するための方策を立案することを目的として「うるま市立学校給食センター基本計画」（2014年（平成26年）、2022年（令和4年）改定）を策定した。新石川調理場整備運営事業（以下「本事業」という。）は、うるま市立学校給食センター基本計画に基づき、新石川調理場（以下「本施設」という。）を整備するものである。

本事業は、設計・建設及び維持管理・運営について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき実施するものであり、民間の技術力、経営能力及び資金を活用し、献立作成や食材調達を行う市と連携することで、安全でおいしい学校給食をより安定的、効率的に提供することを目的とし、災害時においては、地域と連携しながら食の面で災害対応の一翼を担える体制を目指す。

3 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市と事業契約を締結した事業者が、市所有の土地に自らが本施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営等を行うBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

4 事業内容

本事業の施設概要は、次のとおりとする。

事業用地	うるま市石川 2201 番地	
敷地面積	約 9,300 m ²	
提供食数	一日当たり最大 7,500 食	
対象校	小学校 10 校 川崎小学校、天願小学校、あげな小	中学校 2 校 石川中学校、伊波中学校

	学校、田場小学校、兼原小学校、中原小学校、赤道小学校、宮森小学校、城前小学校、伊波小学校	
--	--	--

5 業務内容

事業者が実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 設計業務

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務（造成、建築物・建築付帯設備等、調理設備）に係る設計業務
- ウ 交付金申請等支援業務

(2) 工事監理業務

- ア 工事監理業務

(3) 建設業務

- ア 建設工事業務
- イ 調理設備調達・搬入設置業務
- ウ 引渡し業務

(4) 各種備品等調達業務

- ア 各種備品調達・設置業務
- イ 配送車両調達業務
- ウ 備品台帳の作成業務

(5) 開業準備及び引渡し業務

- ア 開業準備業務
- イ 開所式支援業務
- ウ 開業準備期間中の維持管理業務

(6) 維持管理業務

- ア 建築物維持管理業務
- イ 建築設備維持管理業務
- ウ 調理設備維持管理業務
- エ 付帯施設維持管理業務
- オ 施設備品等維持管理業務
- カ 清掃業務
- キ 警備業務
- ク 事業期間終了時の引継ぎ業務

(7) 運營業務

- ア 食材検収補助・保管業務
- イ 給食調理業務
- ウ 洗浄業務
- エ 配送・回収業務

- オ 廃棄物等処理業務
- カ 運営備品保守管理業務
- キ 衛生管理業務
- ク 食育支援業務
- ケ 広報支援業務
- コ その他運営業務に関する特記事項

6 市が実施する業務（参考）

(1) 運營業務

- (ア) 献立作成・栄養管理業務
- (イ) 食材調達業務
- (ウ) 食材検収業務
- (エ) 調理指示業務
- (オ) 検食業務
- (カ) 食数調整業務
- (キ) 食育業務
- (ク) 広報業務（見学者対応含む。）
- (ケ) 給食費徴収業務

7 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりであり、原則として市が事業者からサービスを購入する「サービス購入型」で実施する。詳細については募集要項、要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）等（以下「募集要項等」という。）公表時に提示する。

- ア 市は、事業者が実施する施設の設計、建設に対して、所有権移転後に対価を支払う。
- イ 市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価として維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。維持管理及び運営の対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。
- ウ 固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用が含まれることを想定している。

8 事業のスケジュール（予定）

事業のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

優先交渉権者の決定及び公表	2023年(令和5年)9月
特定事業仮契約の締結	2023年(令和5年)11月
特定事業契約に係る議会議決	2023年(令和5年)12月
施設の設計・建設	2024年(令和6年)1月～2026年(令和8年)年6月
開業準備期間	2026年(令和8年)7月～2026年(令和8年)年8月

施設の維持管理・運営	2026年（令和8年）9月1日 ～2041年（令和23年）8月31日
本事業の終了	2041年（令和23年）8月31日

9 法令等の遵守

本事業の実施に当たり、選定事業者は、関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考とすること。

10 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう（PFI法第2条第2項）。

(1) 選定方法

市は、実施方針の公表及び実施方針に関する質問回答・意見等の手続を経て、市自らが本事業を実施する場合に比較して、事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。

ア 施設の整備、維持管理及び運営等に係る各業務が同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること。

イ 市の財政負担が同一の水準にある場合においては、施設の整備、維持管理及び運営等に係る各業務の水準の向上が期待できること。

(2) 選定手順

具体的には、次の手順により客観的評価を行う。

- ア 市の財政負担見込額による定量的評価
- イ PFI事業として実施することの定性的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価内容と併せて速やかに公表する。事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととした場合も、同様に公表する。

なお、選定結果は、市のホームページ等により公表する。

(4) 提案の上限価格の公表

提案の上限価格については、募集要項で公表する予定である。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集・選定方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて事業者にも効率的・効果的サービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要があることから、事業者の選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式によるものとする。

2 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階で実施する。

なお、提案書類の提出方法等については、募集要項等の公表時に明らかにする。

(1) 資格審査

応募者に対し、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。

(2) 提案審査

資格審査通過者に対し、提案内容を記載した提案書類の提出を求める。

3 選定委員会の設置と評価

提案書類の審査に当たっては、学識経験者及び市の職員で構成する「新石川調理場整備運営事業 PFI 事業者選定等委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。市は、選定委員会の審査により選定された優秀提案をもとに、優先交渉権者を決定する。なお、選定委員会の委員については、別添資料4に示す。

4 公募の中止

不正または不誠実な行為等により公募を構成に執行できないと認められるとき、または応募者が無いときは、再公募または公募を取りやめる措置をとる場合がある。

5 優先交渉権者を選定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において、いずれの応募者の提案も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに市のホームページ等を用いて公表する。

6 事業者の募集及び選定手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程	内容
2023年(令和5年)2月15日	実施方針の公表
2023年(令和5年)3月1日	実施方針に関する質問・意見の受付／締切
2023年(令和5年)3月15日	実施方針に関する質問・意見の回答
2023年(令和5年)4月上旬	特定事業の選定・公表
2023年(令和5年)4月下旬	募集要項等の公表

2023年(令和5年)5月上旬	現地説明会及び配送校現地見学会(予定)
2023年(令和5年)5月中旬	募集要項等に関する第1回質問の受付/締切
2023年(令和5年)6月上旬	募集要項等に関する第1回質問に対する回答
2023年(令和5年)6月上旬	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付/締切
2023年(令和5年)6月中旬	参加資格審査結果の通知
2023年(令和5年)6月下旬	募集要項等に関する第2回質問の受付/締切
2023年(令和5年)7月中旬	募集要項等に関する第2回質問に対する回答
2023年(令和5年)8月上旬	提案書類の受付
2023年(令和5年)9月中旬	応募者に対するヒアリング
2023年(令和5年)9月下旬	優先交渉権者の決定及び公表
2023年(令和5年)10月上旬	基本協定の締結
2023年(令和5年)11月上旬	特定事業仮契約の締結
2023年(令和5年)12月下旬	特定事業仮契約に係る議会の議決(本契約の締結)

(2) 応募手続き等

ア 実施方針に関する質問・意見の受付及び回答公表

(ア) 質問・意見の方法

質問・意見は、「実施方針に関する質問書」(様式第1号)及び「実施方針に関する意見書」(様式第2号)に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には、「新石川調理場整備運営事業 質問書」又は「新石川調理場整備運営事業 意見書」と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

また、受付期間に未着の場合は、質問がなかったものとみなす。

(イ) 受付期間

2023年(令和5年)3月1日(水) 午後5時まで

(ウ) 送付先

うるま市 企画部 プロジェクト推進1課 1課第1係

電話番号：098-973-5373

E-Mail：project-ka@city.uruma.lg.jp

(エ) 実施方針に関する質問・意見への回答公表

質問・意見及び質問・意見に対する回答は、市のホームページに公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

回答公表日：2023年(令和5年)3月15日(水)

イ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する意見を踏まえ、PFI事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、公表する。

ウ 募集要項等の公表

特定事業の選定を踏まえ、募集要項等を公表する。以降のスケジュールは、募集要項等公表

時に明らかにする。

7 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

- ア 応募者の構成は、本事業の各業務に当たる複数の企業等により構成される企業グループとする。
- イ 応募者のうち、SPC に出資を予定し、SPC から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「構成員」、SPC に出資を予定していない者でSPC から直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とし、資格審査の申請時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。
- ウ 応募者は、代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業が応募手続きを行うものとする。また、代表企業は、必ず構成員とし、複数の構成員で応募する場合は、SPC に最大の出資を行う者とする。
- エ 応募者の構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となっていないこと。
- オ 各業務の実施にあたっては、地域経済の活性化や地元企業の育成の観点から、市内に本店又は主たる営業所を有している企業の積極的な参画、地元企業からの資材調達及び地域住民の雇用について期待をしているところであり、優先交渉権者の選定に当たっては、これら地域経済の活性化への寄与等に関する提案について、特に評価を行う予定としている。

(2) 応募者の参加資格要件（共通）

応募者の構成員及び協力企業は、いずれも以下の要件を満たすこと。

- ア PFI 法第 9 条の各号のいずれにも該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 各号（同第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に該当しない者であること。
- ウ 市から指名停止措置を受けていないこと。
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- カ 募集要項等の公表日から優先交渉権者の決定日までの期間において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。
- キ 手形交換所における取引停止処分を受けているなど経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- ク 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ケ うるま市暴力団排除条例（平成 23 年うるま市条例第 23 号）第 2 条第 1 号、同条第 2 号の規定に該当する者若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（総称して「反社会的勢力」）でないこと。
- コ 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務にお

いて提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者は、次のとおりである。

(ア) パシフィックコンサルタンツ株式会社

(イ) 株式会社国建

(ウ) 日比谷パーク法律事務所

なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業等の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

サ 本事業の事業者選定委員等が属する企業等若しくはその企業等と資本面・人事面で関連のある者でないこと。

シ 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

ス 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

(3) 応募者の参加資格要件（業務別）

ア 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、(ア)～(オ)の要件を全て満たすこと。ただし、設計業務に当たる者が複数の場合には、少なくとも 1 者が(ア)～(オ)の要件を全て満たし、他の者は(ア)～(エ)の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 令和 5 年度・令和 6 年度うるま市入札参加者資格（測量・コンサル）を有すること。入札参加資格を有していない場合の手続きについては、「(5) 入札参加資格を有していない場合の手続き」を参照すること。

(ウ) HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。

(エ) 市内に本店又は主たる営業所を有すること。

(オ) 2013 年（平成 25 年）4 月 1 日以降に、元請として、延床面積 2,000 m²以上の公共施設（本事業において、地方自治法第 238 条 4 に定める行政財産のうち、公用若しくは公共用に供する財産の建築物のこと。以下同じ）の設計業務実績があること。なお、JV としての実績の場合には、JV の代表者として当該実績を満たすこと。

※上記(ウ)の HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していることとは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食の設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会の受講実績又は審査員資格等を修しているものとする。

イ 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、構成員とし、(ア)～(エ)の要件を全て満たすこと。ただし、建設業務に当たる者が複数の場合には、少なくとも 1 者が構成員であれば、他の者は協力企業としてもよい。また、少なくとも 1 者が(ア)～(エ)の要件を全て満たし、他の者は(ア)～(ウ)の要件

を満たすこと。

- (ア) 建設業法第 15 条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- (イ) 令和 5 年度・令和 6 年度うるま市入札参加者資格（工事）において、うるま市建設工事等競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程に定める入札参加資格の業種が建築工事業であること。入札参加資格を有していない場合の手続きについては、「(5) 入札参加資格を有していない場合の手続き」を参照すること。
- (ウ) 市内に本店又は主たる営業所を有すること。
- (エ) 2013 年（平成 25 年）4 月 1 日以降に、元請として、延床面積 2,000 m²以上の公共施設の建設業務実績があること。なお、JV としての実績の場合には、JV の代表者として当該実績を満たすこと。

ウ 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、(ア)～(ウ)の要件を全て満たすこと。ただし、工事監理業務に当たる者が複数の場合には、少なくとも 1 者が (ア)～(ウ)の要件を全て満たし、他の者は(ア)、(イ)の要件を満たすこと。

なお、工事監理業務は、建設業務に当たる者と同じの者又は資本金面若しくは人事面において関連がある者が実施してはならない。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 令和 5 年度・令和 6 年度うるま市入札参加者資格（測量・コンサル）を有すること。入札参加資格を有していない場合の手続きについては、「(5) 入札参加資格を有していない場合の手続き」を参照すること。
- (ウ) 2013 年（平成 25 年）4 月 1 日以降に、元請として、延床面積 2,000 m²以上の公共施設の工事監理業務実績があること。なお、JV としての実績の場合には、JV の代表者として当該実績を満たすこと。

エ 調理設備調達・搬入設置業務に当たる者

調理設備調達・搬入設置業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、(ア)の要件を満たすこと。ただし、調理設備調達・搬入設置業務に当たる者が複数の場合については、全ての者が(ア)の要件を満たすこと。

- (ア) 令和 5 年度・令和 6 年度うるま市入札参加者資格（警備・清掃等及び物品）を有すること。入札参加資格を有していない場合の手続きについては、「(5) 入札参加資格を有していない場合の手続き」を参照すること。

オ 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。ただし、維持管理業務に当たる者が複数の場合については、少なくとも 1 者が(ア)及び(イ)の要件を満たし、他の者は(ア)の要件を満たすこと。

- (ア) 令和 5 年度・令和 6 年度うるま市入札参加者資格（警備・清掃等及び物品）を有すること。入札参加資格を有していない場合の手続きについては、「(5) 入札参加資格を有していない場合の手続き」を参照すること。
- (イ) 2013 年（平成 25 年）4 月 1 日以降に、公共施設の維持管理業務実績（指定管理者等）を

有していること。

カ 運營業務に当たる者

運營業務に当たる者は、構成員とし、(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。ただし、運營業務に当たる者が複数の場合には、少なくとも1者が構成員であれば、他の者は協力企業としてもよい。また、少なくとも1者が(ア)及び(イ)の要件を満たし、他の者は(ア)の要件を満たすこと。

(ア) HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していること。

(イ) 3,000 食以上の学校給食施設又は集団調理場施設における運營業務の実績及び運営能力を有していること。

※上記(イ)の HACCP 対応施設に対する相当の知識を有していることとは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食の設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会の受講実績又は審査員資格等を修しているものとする。

キ その他業務に当たる者（任意）

ア～カの業務に当たらない者が参加する場合は、その他業務に当たる者として参加するものとする。その他業務に当たる者は、応募者の参加資格要件（共通）を満たすこと。

(4) 参加資格の確認基準日

参加資格の確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

(5) 入札参加資格を有していない場合の手続き

令和5度・令和6年度うま市競争入札参加者の資格を有していない者については、入札参加資格者の資格審査に準じた本事業に係る資格審査を受けることができる。

2023年（令和5年）5月31日までに入札参加資格申請書類を提出することができ、市は臨時の審査を行う。なお、この申請によって得た入札参加資格については、本事業にのみ有効である。

(6) 参加資格の喪失

ア 参加資格確認基準日から提案書類提出締切日前日までの間の参加資格の喪失

参加資格確認基準日から提案書類提出締切日前日までの間に、参加資格確認通知を受けた応募者の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次の場合に限り、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

(ア) 当該応募者が参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格を確認し、これを認めた場合。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

- (イ) 構成員又は協力企業が複数である応募者の場合、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で全ての参加資格要件等を満たすことを市が認めた場合。
- イ 提案書類の提出締切日から優先交渉権者決定日までの間の参加資格の喪失
- 提案書類の提出締切日から優先交渉権者決定日までの間に、応募者の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格となり、優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次の場合に限り、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。
- (ア) 当該応募者が参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格の確認及び設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。
- (イ) 構成員又は協力企業が複数である応募者の場合、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で全ての参加資格要件等を満たし、かつ、設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断した場合。
- ウ 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約締結日までの間の参加資格の喪失
- 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約締結日までの間に、優先交渉権者の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は優先交渉権者と基本協定又は事業契約を締結しない場合がある。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次の場合に限り、当該優先交渉権者と基本協定又は事業契約を締結する。
- (ア) 当該優先交渉権者が参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格の確認及び設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。
- (イ) 構成員又は協力企業が複数である応募者の場合、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で全ての参加資格要件等を満たし、かつ、設立予定の SPC の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断した場合。

(7) SPC の設立に関する事項

- ア 優先交渉権者は、仮契約の締結前までに会社法に定める株式会社として本事業を経営するに当たり妥当な資本金を持った SPC を設立し、登記簿謄本上の本社所在地を市内とするものとする。
- イ 参加者の構成員は、SPC への議決権株式による出資を行うものとする。構成員からの議決権の合計は、全体の 50%を超えるものとする。また、代表企業は出資者中唯一の最大出資者と

すること。

- ウ 全ての出資者は、事業期間中、SPC の議決権株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。ただし、事業期間中における構成員間の出資比率の変更による代表企業の変更については、当該変更後においても、より効果的・効率的且つ安定した事業の継続性が確保されることを市が確認した場合に限り認めるものとする。なお、当該変更の予定がある場合については、事業提案時に表明すること。

8 審査の手順及び審査

(1) 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

(2) 提案審査

選定委員会は、審査基準に従って提案書類の審査を総合的に評価し、優秀提案を選定する。総合評価は、応募者の提出した提案内容及び提案金額について、評価項目ごとの評価に応じて得点を付与し、得点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

選定結果を踏まえ、市は、優先交渉権者を決定する。

(3) 審査事項

審査事項は、募集要項公表時に公表する審査基準に示す。

(4) 審査結果

審査結果は、文書で通知し、市ホームページにおいて公表する。

9 提出書類の取扱い

(1) 著作権

応募者が提出した提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表及びその他市が必要と認める場合、市は応募者の提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運営方法及び維持管理方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担するものとする。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業範囲の施設の設計・建設及び維持管理・運営の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別添資料5に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約に定めるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計・建設及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリングの方法や内容等については、事業契約に定めるものとする。

また、事業者の提供する設計・建設及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、改善策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。

4 事業終了後の措置

選定事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める要求水準を満足する状態で、市に引き継ぐものとする。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

- ア 敷地面積 約 9,300 m²
 イ 法的要件 用途地域外

2 施設要件

本施設に必要な機能は、次のものを想定している。なお、詳細は募集要項等に示す。

【諸室の構成表】

区域区分		諸室等
給食 エリア	汚染作業区域	【荷受・検収・下処理エリア】 荷受プラットフォーム、肉魚類荷受室・検収室、野菜類荷受室・検収室、泥落とし・皮むき室、油庫、食品庫、計量室、冷蔵庫、冷凍庫、野菜類下処理室、肉魚類下処理室、肉・魚類仕分室、器具洗浄室、殺菌水機械室、廃棄庫、備品庫、前室等
		【洗浄エリア】 回収前室（※1）、洗浄室、前室、特別洗浄室（※1）、残渣処理室、残渣保管室（※1）等
	非汚染作業区域	【調理エリア】 上処理コーナー（※2）、煮炊き調理室、揚物・焼物・蒸物室、和え物室、アレルギー対応食調理室、冷蔵庫、冷凍庫、器具洗浄室、前室、個食仕分け室（※1）等
		【配送・コンテナプールエリア】 コンテナ室、配送前室、前室等
	一般区域	調理員用更衣室、調理員用便所、洗濯室（※1）、乾燥室（※1）、運転手用控室（※1）、倉庫、調理員用休憩室等
	共用部分	玄関ホール・風除室、会議室、多目的室、見学スペース、外来者用便所、バリアフリートイレ、倉庫、物品庫、掲示スペース等
一般 エリア	市専用部分	市職員用事務室、市職員用更衣室、市職員用便所、書庫、給湯室等
	事業者専用部分	事業者玄関・風除室、事業者用事務室等
	その他	機械室、消火ポンプ室等
付帯施設		ごみ庫、厨房除害施設、受水槽、駐車場、屋根付き駐輪場、配送車両置き場、洗車スペース、構内通路、門扉、囲障、植栽、外灯、雨水貯留槽、進入路等

※1 提案により他室との兼用としてもよい。

※2 コーナー等は提案により室としてもよい。

3 提供食数

本施設の提供食数は、一日当たり最大7,500食（うち、アレルギー対応食数120食（想定）を

含む。)とする。

4 献立方式

ア 献立方式は1献立とする。

イ ご飯・パン・麺、牛乳は、市が別途手配する納入業者が学校へ直送する。

ウ 食物アレルギー対応食は、通常の献立を基本とした除去食とする。

5 施設稼働日数

1年で205日程度を予定している。

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、那覇地方裁判所沖縄支部の合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者が実施する業務が事業契約に定める市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める事業者の債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は事業契約を解約することができる。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- ウ 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が、PFI法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、措置並びに支援を受けることができるよう努める。

第8 その他特定事業の実施に関する要な事項

1 市議会の議決

市は、特定事業契約の締結に関する議案を令和5年12月定例会に付議する予定である。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

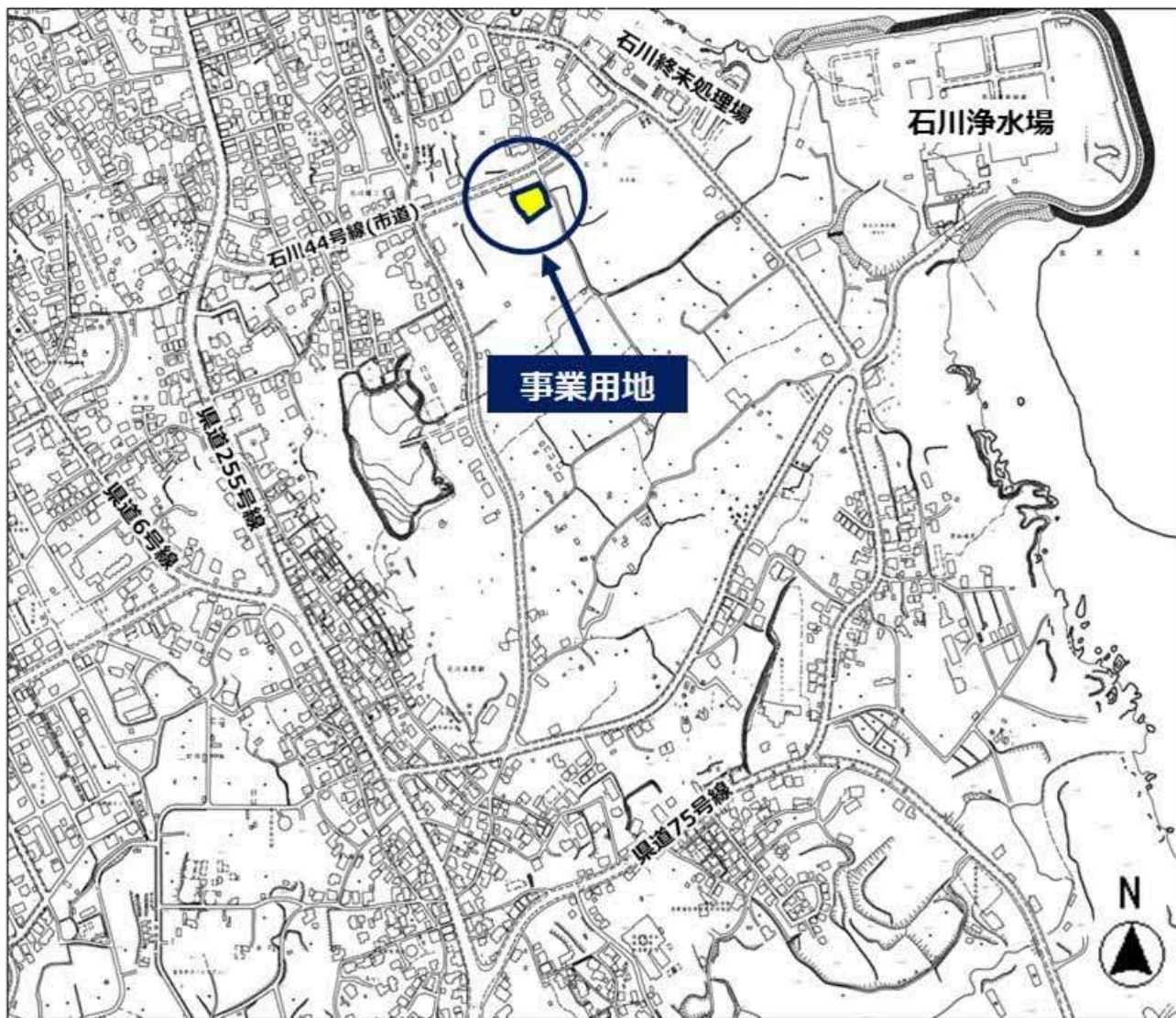
担当部署：うるま市 企画部 プロジェクト推進1課 1課第1係

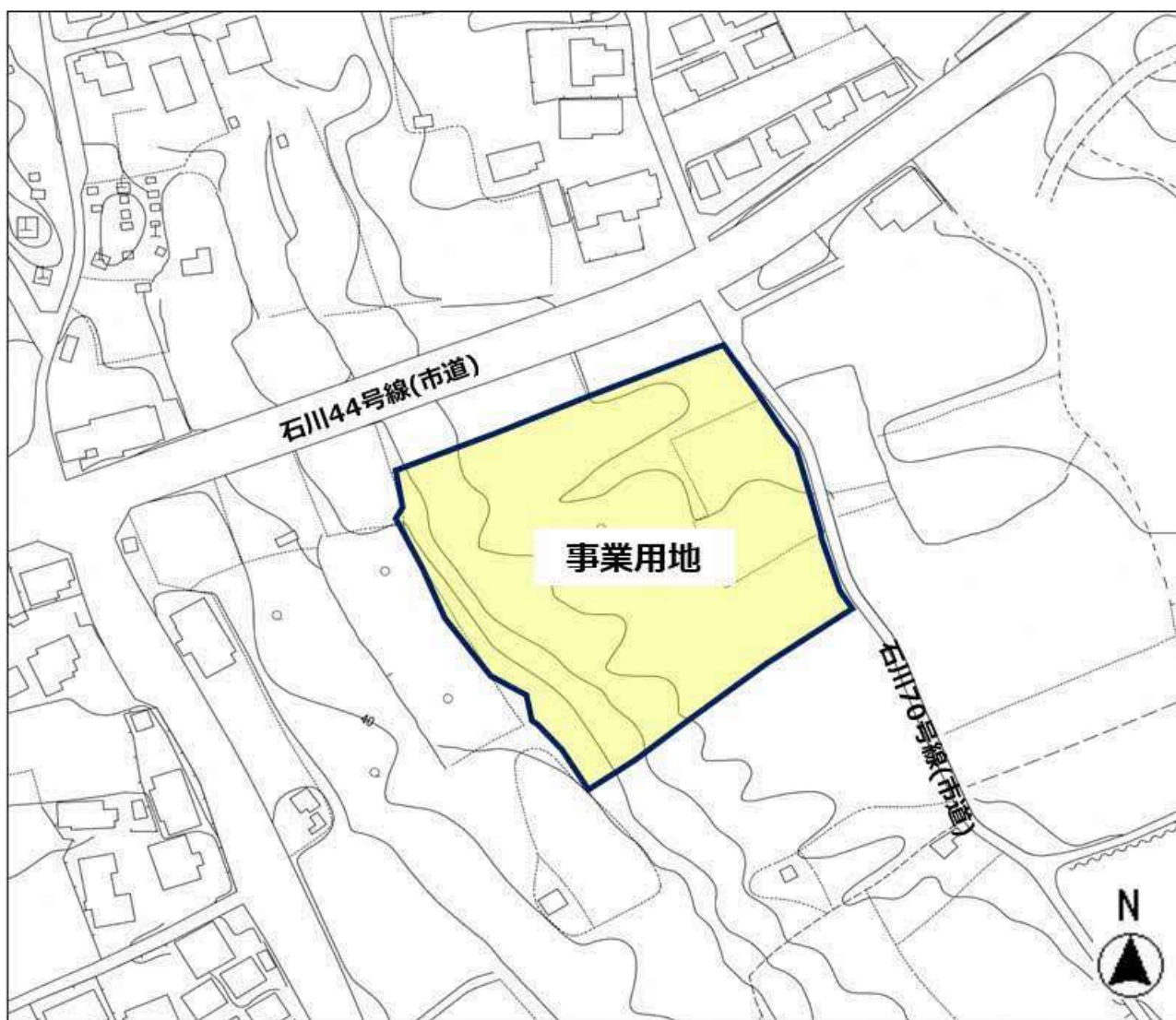
住所：沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

電話：098-973-5373

E-Mail：project-ka@city.uruma.lg.jp

別添資料 1 : 位置図及び事業用地概要図





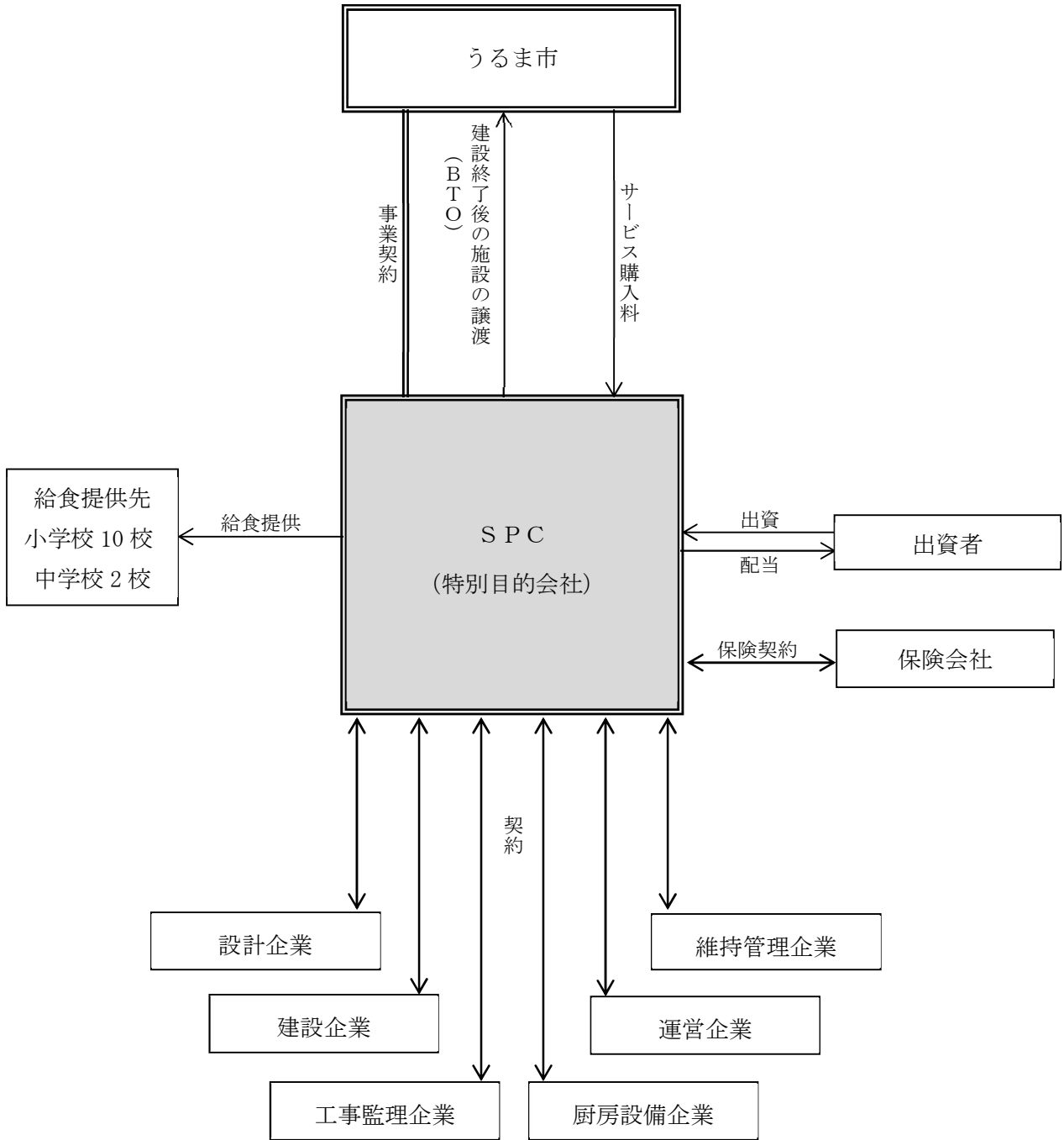
事業用地は現在私有地のため、市にて R5 年度に取得予定。

別添資料 2 : 配送校一覧表

NO.	学校名	所在地
1	川崎小学校	うるま市川崎 117 番地
2	天願小学校	うるま市みどり町一丁目 8-1
3	あげな小学校	うるま市西原 151 番地
4	田場小学校	うるま市字田場 876 番地
5	兼原小学校	うるま市字喜屋武 66 番地
6	中原小学校	うるま市字宮里 731 番地
7	赤道小学校	うるま市字赤道 921 番地
8	石川中学校	うるま市石川 440 番地 1
9	伊波中学校	うるま市石川東恩納 978 番地 1
10	宮森小学校	うるま市石川一丁目 46-1
11	城前小学校	うるま市石川 400 番地
12	伊波小学校	うるま市石川伊波 287 番地

別添資料3：事業スキーム図

BTO方式



別添資料4：選定委員会の構成

所属	氏名
日本 PFI・PPP 協会 会長兼理事長	<small>うえだ かずお</small> 植田 和男
琉球大学 農学部 亜熱帯生物資源学科 准教授	<small>いぐち なおこ</small> 井口 直子
日本公認会計士協会沖縄会 会員	<small>なかそね</small> 仲宗根 あゆみ
うるま市企画部長	<small>きんじょう かずあき</small> 金城 和明
うるま市社会教育部参事	<small>かねしろ てつお</small> 兼城 哲夫

別添資料5：リスク分担表（案）

「○」主分担、「△」従分担

リスクの種類	整理 No	概要	負担者		
			市	事業者	
共通	1	応募要項等の誤り、応募手続の誤り	○		
	2	応募手続に係る費用の負担		○	
	3	契約締結の中止	○	○	
	4	市の政策変更による政策方針や事業計画の変更によるもの	○		
	5	6	5 本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの(税制度を除く)	○	
			6 上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの(税制度を除く)		○
	7	8	7 事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
			8 上記以外の税制度の新設・変更に関するもの	○	
	9	10	9 市の事由による許認可の取得遅延	○	
			10 上記以外による許認可の取得遅延		○
	11	12	11 本事業の実施自体に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合	○	
			12 上記以外に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合		○
	13	14	13 市の事由による事故によるもの	○	
			14 上記以外の事由による事故によるもの		○
	15	15	15 戦争、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○	△
	16	16	16 事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		○
	17	17	17 提案時から金利基準日までの金利変動によるもの	○	
			17 上記以外の金利変動によるもの		○
	18	18	18 市があらかじめ提示した事業用地の情報・資料から合理的に想定できる地質障害や地中障害物等		○
			19 上記以外の地質障害、地中障害物等	○	
	20	21	20 施設供用前の物価変動	○	△
			21 施設供用後の物価変動	○	△
	22	23	22 市の事由による事業の中止・延期・遅延	○	
			23 上記以外の事由による事業の中止・延期・遅延		○
	24	25	24 市の事由による情報流出・紛失等	○	
			25 上記以外の事由による情報流出・紛失等		○
26	26	26 要求水準未達によるもの(施工不良を含む)		○	

リスクの種類		整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
設計・建設	測量・調査リスク	27	市が提示した測量・調査の不備	○	
		28	上記以外の測量・調査の不備		○
	設計遅延・調査・設計費等の増大	29	市の事由による設計の完了遅延・設計費の増大	○	
		30	上記以外の事由による設計の完了遅延・設計費の増大		○
	計画・設計・仕様変更リスク	31	市の事由により変更する場合	○	
		32	上記以外の事由による大幅な計画・設計変更等		○
	工事遅延・工事費増大リスク	33	市の事由による工事遅延、工事費の増大	○	
		34	上記以外の事由による工事遅延、工事費の増大		○
施設等損害リスク	35	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
維持管理・運営	供用開始の遅延リスク	36	市の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの	○	
		37	上記以外による維持管理・運営開始の遅延に関するもの		○
	什器・備品管理リスク	38	市の事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難	○	
		39	上記以外の事業期間中に必要となる什器・備品等の破損・紛失・盗難		○
	施設瑕疵リスク	40	事業契約に規定する契約不適合責任期間中に見つかった施設の瑕疵		○
		41	事業契約に規定する契約不適合責任期間後に見つかった施設の瑕疵	○	
	維持管理・運営費増大リスク	42	市の事由による維持管理費・運営費の増大	○	
		43	上記以外の事由による維持管理費・運営費の増大		○
	施設等損傷リスク	44	市の事由による施設の損傷	○	
		45	上記以外の事由による施設の損傷		○
	支払遅延・不能リスク	46	市の事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	需要変動リスク	47	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		48	生徒数の変動によるもの（※4）	△	○
		49	残菜の変動によるもの（※4）	△	○
異物混入・食材異常リスク	50	検収時における調達食材の異常（検収後に明らかになったものを含む）	○		
	51	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○		
	52	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○	
	53	調理、配送業務における異物混入等		○	
	54	生徒への受け渡し後の異物混入等	○		

リスクの種類		整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営	アレルギー対応 リスク	55	アレルギー疾患を有する生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り等による発症・突発的な発症（事前の把握が困難なアレルギー物質による）	○	
		56	調理段階における禁忌物質の混入による発症		○
		57	収集した情報の伝達不完全（送付遅れ・紛失等）による発症（※5）	○	○
	食中毒リスク	58	市の検収作業に起因する場合	○	
		59	検収日と給食提供日の時間差に起因する場合	○	
		60	検収後の保存方法に起因する場合		○
		61	調理、配送業務に起因する場合		○
配送遅延リスク	62	市の責めによる配送の遅延等によるもの	○		
	63	上記以外による配送の遅延等によるもの		○	
移管	性能確保リスク	64	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続リスク	65	事業の終了手続に係る諸費用に関するもの及び事業会社の清算手続に伴うもの		○

※1 不正行為を除きそれぞれが発生した費用を負担する（市議会で承認されなかった場合も含む。）

※2 一定の金額又は割合まで事業者も負担する。

※3 一定の金額又は割合まで事業者も負担する。

※4 一定以上の食数変動が生じる場合は、サービス対価の見直しについて協議を行う。

※5 帰責事由による。

年 月 日

うるま市長 宛

実施方針に関する質問書

新石川調理場整備運営事業に関する実施方針について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	E-Mail	
提出質問数		

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容
1								
2								
...								
(例)	1	第1	1	(1)	ア	(ア)	事業名称	

※Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。

年 月 日

うるま市長 宛

実施方針に関する意見書

新石川調理場整備運営事業に関する実施方針について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	E-Mail	
提出意見数		

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	意見の内容
1								
2								
...								
(例)	1	第1	1	(1)	ア	(ア)	事業名称	

※Microsoft社製 Excel (Windows版) のファイル形式で提出してください。